【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年８月13日
【四半期会計期間】	第69期第１四半期 (自　平成22年４月１日　至　平成22年６月30日)
【会社名】	株式会社アイレックス
【英訳名】	AIREX INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 久次米 正 明
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町四丁目８番14号
【電話番号】	（03）3245-2011
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 中 野 浩 樹
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町四丁目８番14号
【電話番号】	（03）3245-2011
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 中 野 浩 樹
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目８番16号)

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第68期 前第１四半期 連結累計(会計)期間	第69期 当第１四半期 連結累計(会計)期間	第68期
会計期間		自 平成21年４月１日 至 平成21年６月30日	自 平成22年４月１日 至 平成22年６月30日	自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日
売上高	(千円)	1,113,101	892,813	4,063,810
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△108,816	53,489	11,732
四半期(当期)純利益	(千円)	2,821	34,224	113,546
純資産額	(千円)	359,621	485,762	461,576
総資産額	(千円)	2,248,210	1,711,524	1,815,826
１株当たり純資産額	(円)	△45.29	△41.40	△42.12
１株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	0.10	1.16	3.86
潜在株式調整後１株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	0.05	0.56	1.85
自己資本比率	(%)	11.92	22.35	19.89
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	238,765	71,444	157,148
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△147,658	△9,174	5,800
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△79,500	△103,331	△280,602
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	(千円)	677,660	507,340	548,400
従業員数	(名)	638	381	395

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第１四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年６月30日現在

従業員数(名)	381

(注) 1．従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

2．臨時従業員は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年６月30日現在

従業員数(名)	189

(注) 1．従業員数は、当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む就業人員であります。

2．臨時従業員は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

第２ 【事業の状況】

１ 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの事業は、システム開発並びにこれらの付随業務を事業内容とする単一セグメントであります。

(1) 生産実績

当第１四半期連結会計期間におけるシステム事業の生産実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
システム事業	892,813	△19.8

(注) 金額は、販売価格で表示しており、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第１四半期連結会計期間におけるシステム事業の受注実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
システム事業	799,527	△46.4	117,384	△76.5

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第１四半期連結会計期間におけるシステム事業の販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
システム事業	892,813	△19.8

(注) 1．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2．主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下のとおりであります。

相手先	前第１四半期連結会計期間		当第１四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
日本電気通信システム㈱	201,206	18.1	225,265	25.2
NECシステムテクノロジー㈱	279,375	25.1	216,906	24.3
パナソニック㈱	―	―	129,702	14.5
ソニー㈱	129,570	11.6	―	―
東京コンピュータサービス㈱	128,405	11.5	102,844	11.5

3．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

２ 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等はありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間における我が国の経済は、アジア地域を中心とした海外経済の回復に伴い輸出と生産が持ち直し、企業収益・業況判断がともに改善され、設備投資の下げ止まり、また、経済政策の効果などから耐久消費財を中心に個人消費にも持ち直しが見られるなど、景気は緩やかに回復傾向にあります。しかしながら、失業率の高水準での高止まりや、ヨーロッパでの金融市場の変動の深刻化や、信用収縮などによる海外景気の下振れ懸念、雇用情勢の悪化やデフレの影響など景気回復を停滞させるリスクが依然として根強く、厳しい状況が続いております。

情報サービス産業におきましても、企業の設備投資に下げ止まりの傾向が見え始めたものの、公共投資は低調に推移し、ＩＴ投資の抑制傾向は依然として続いており、システムインテグレーションの分野では前年を若干上回ったものの、受注ソフトウェア及び情報サービス業全体としては依然として前年を割り込む厳しい状況のまま推移いたしました。

このような事業環境下で、当社グループは引き続き経営の効率化、及び新規顧客開拓等による事業拡大を図り、一刻も早い利益体質への改善に日々努めております。

①売上高及び営業利益

当第1四半期連結会計期間における当社グループは、前連結会計年度に引き続き業務改革、事業構造改革等に注力し、収益面では前年を下回る厳しい状況にありますが、内製化による外注費の削減や固定費の削減効果が徐々に現れ始めてまいりました。

その結果、当第1四半期連結会計期間における売上高は、前年同四半期と比べ220,288千円減少（△19.8%）し892,813千円となりましたが、営業利益は前年同四半期と比べ159,899千円増加し52,705千円（前年同期は107,194千円の営業損失）となりました。

②経常利益

営業外損益では、受取利息、受取賃貸料などの営業外収益が3,574千円ありましたが、支払利息などの営業外費用が2,790千円あり、その結果、当第1四半期連結会計期間の経常利益は前年同四半期と比べ162,306千円増加し53,489千円（前年同期は108,816千円の経常損失）となりました。

③四半期純利益

特別損益では、特別利益で投資有価証券売却益が66千円ありましたが、特別損失で資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額が1,940千円ありました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の四半期純利益は、前年同四半期と比べ31,403千円増加し34,224千円となりました。

なお、当社グループの事業は、システム開発並びにこれらの付随業務を事業内容とする単一セグメントであるため、セグメント別の状況は記載しておりません。

(2) 財政状態の分析

（資産）

流動資産は、現金及び預金や受取手形及び売掛金が減少し、前連結会計年度末より88,060千円減少し1,362,075千円となりました。

固定資産では、保有株式の時価が下落したことにより投資有価証券が減少し、前連結会計年度末より16,241千円減少し349,448千円となりました。

その結果、資産合計は前連結会計年度末より104,302千円減少し1,711,524千円となりました。

（負債）

流動負債は、主に短期借入金の返済、未払法人税等の減少等により、前連結会計年度末より42,426千円減少し912,162千円となりました。

固定負債は、長期借入金の返済や、長期未払金の支払い等により86,061千円減少し313,599千円となりました。

その結果、負債合計は前連結会計年度末より128,488千円減少し1,225,761千円となりました。

（純資産）

純資産は、保有株式の時価の下落によりその他有価証券評価差額金が12,957千円減少いたしましたが、四半期純利益34,224千円の計上により増加し、当第1四半期連結会計期間末の純資産は前連結会計年度末より24,186千円増加し485,762千円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第１四半期連結会計期間における連結ベースでの現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、税金等調整前四半期純利益や売上債権の減少などにより資金が増加いたしましたが、借入金の返済等により資金が減少し、前第１四半期連結会計期間に比べ170,319千円減少し、当第１四半期連結会計期間末の資金残高は507,340千円（前第１四半期連結会計期間末は677,660千円）となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

法人税等の支払額や、その他負債の減少等により資金が減少いたしましたが、税金等調整前四半期純利益の計上や、売上債権の減少などにより資金が増加し、当第１四半期連結会計期間の営業活動におけるキャッシュ・フローは、前第１四半期連結会計期間に比べ167,321千円減少し、71,444千円の資金が増加いたしました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資有価証券の取得等により資金が減少し、当第１四半期連結会計期間の投資活動におけるキャッシュ・フローは、前第１四半期連結会計期間に比べ138,484千円支出が減少し、9,174千円の資金が減少いたしました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

長期、及び短期借入金の返済により資金が減少し、当第１四半期連結会計期間の財務活動におけるキャッシュ・フローは、前第１四半期連結会計期間に比べ23,831千円支出が増加し、103,331千円の資金が減少いたしました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第１四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当社グループ(当社及び連結子会社)の研究開発活動は、次世代通信制御系システム開発を中心としております。

なお、当第1四半期連結会計期間における研究開発費はありません。

第３ 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第４ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	165,669,000
A種優先株式	16,000,000
計	181,669,000

② 【発行済株式】

種類	第１四半期会計期間末現在発行数(株)(平成22年６月30日)	提出日現在発行数(株)(平成22年８月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	29,417,400	29,417,400	大阪証券取引所(JASDAQ市場)	(注)１、２
A種優先株式(注) ３	16,000,000	16,000,000	―	(注)４、５、６
計	45,417,400	45,417,400	―	―

(注) １ 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。
２ 単元株式数は1,000株であります。
３ 当該A種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第８項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。
４ 当該A種優先株式の特質
(1) 割当株式数が変更される旨
当該A種優先株式は、当社普通株式の株価の下落により転換価額が修正され、転換予約権の行使により取得と引換えに発行する普通株式の数が増加いたします。
(2) 割当株式数又は転換価額修正の基準及び修正の頻度
当該A種優先株式の転換請求期間は平成23年３月１日以降とし、転換価額は平成24年３月１日以降、毎年３月１日(以下、それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)に修正されるものであります。
(3) 転換価額修正の下限及び転換発行により発行すべき普通株式数の上限
転換価額修正の下限は25円であり、転換発行により発行すべき普通株式数の上限は64,000,000株であります。
(4) 当社の決定による当該A種優先株式の全部又は一部の取得を可能とする旨の条項の有無
当社は、平成21年３月１日以降、いつでも当該A種優先株式を買受けることができる旨を定款に定めております。
５ A種優先株式の内容は以下のとおりであります。

(1) 種類株式の名称	株式会社アイレックスA種優先株式 (以下「優先株式」という。)
(2) 発行株式数	16,000,000株
(3) 発行価額	１株につき 金100円
(4) 発行価額の総額	1,600,000,000円
(5) 発行価額中の資本組入額	１株につき 金50円
(6) 資本組入額の総額	800,000,000円
(7) 申込期日	平成18年２月27日
(8) 払込期日	平成18年２月28日

(9) 配当起算日　　平成17年４月１日

(10) 発行方法　　第三者割当の方法により、引受人に割り当てる。

(11) 継続保有に関する事項　　該当なし

(12) 剰余金の配当

(イ)優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)又は優先株式の登録質権者(以下「優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、優先株式１株につき２円を限度として優先的に配当金（(以下「優先配当金」という。)を支払う。

(ロ)中間配当は行わない。

(ハ)ある営業年度における優先配当金の不足額は、翌営業年度以降に累積しない。

(ニ)優先株主又は優先登録質権者に対して優先配当金の額を超えて配当は行わない。

(13) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、優先株式１株につき100円を支払う。

優先株主又は優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(14) 買受又は強制消却

当社は、平成21年３月１日以降、いつでも優先株式を買受けることができる。

また、当社は、取締役会の決議により、取得日として定めた日の到来により、優先株式を強制消却(取得を含む。)することができる。なお、１株あたりの買受価額又は強制消却の対価は、優先株主又は優先登録質権者に対して、優先株式１株につき発行価額に1.05を乗じた価額とする。

(15) 償還請求権

優先株主は、平成21年３月１日以降において、直近事業年度の貸借対照表確定時の法令で定める「分配可能額」から、２億円を控除した額を上限として、優先株式の全部または一部を１株あたり100円で当社に対して償還(取得を含むものとする。)を請求することができる。ただし、分配可能額は最終営業年度の貸借対照表確定時に剰余金の分配をした場合は、当該分配額を分配可能額から控除した金額とする。

(16) 議決権

優先株主は、法令に別段の定めある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(17) 株式の併合又は分割

当社は、法令に定める場合を除き、優先株式について、株式の併合又は分割は行わない。

(18) 新株引受権株式等の付与

当社は、株主に新株の引受権、新株予約権の引受権又は新株予約権付社債の引受権を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式の、優先株主には優先株式の、新株の引受権、新株予約権の引受権又は新株予約権付社債の引受権を同時に同一割合で与える。

(19) 転換予約権

A種優先株主は、下記に定める条件に従い、下記①に定める期間内に転換を請求することにより、１株につき下記③から⑤に定める転換価額により、A種優先株式を当社普通株式に転換することができる。

① 転換請求期間

平成23年３月１日以降とする。

② 転換により発行すべき普通株式数

A種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換発行により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が転換請求のために}}{\text{提出したA種優先株式の発行価額総額}} \div \text{転換価額}$$

発行株式数の算出に当たり１株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

③ 当初転換価額

当初転換価額は50円とする。

④ 転換価額の修正

転換価額は、平成24年３月１日以降、毎年３月１日(以下、それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所（ＪＡＳＤＡＱ市場）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)に修正される(修正後転換価額は円位未満小数点第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間の初日から転換価額修正日の前日までの日に、下記⑤で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記⑤に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の50％(以下「下限転換価額」という。ただし、下限転換価額は、下記⑤により転換価額が調整された場合は調整後転換価額を調整前転換価額で除した比率(以下「調整比率」という。)に応じて調整される。下限転換価額は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の150％(以下「上限転換価額」という。ただし、上限転換価額は、下記⑤により転換価額が調整された場合は調整比率に応じて調整される。上限転換価額は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

⑤ 転換価額の調整

ⅰ 当社は、A種優先株式発行後、本号ⅱに掲げる各事由により、当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式} + \dfrac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{１株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

ⅱ 転換価額調整式によりA種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ)本号ⅳ(ロ)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合。

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ロ)株式分割により普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。

ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ)本号ⅳ(ロ)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は新株予約権の行使によって発行される普通株式１株当たりの発行価額が時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

ⅲ 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が１円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

ⅳ(イ)転換価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。

(ロ)転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本号ⅱ(ロ)ただし書の場合は株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所（ＪＡＳＤＡＱ市場）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。

(ハ)転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の１か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

v 当社は、本号iiの転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

(イ)株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ロ)その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(ハ)転換価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑥ 転換請求受付場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目２番４号
日本証券代行株式会社

⑦ 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書及びA種優先株式の株券が、上記⑥に記載する転換請求受付場所に到達したときに発生する。ただし、A種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

(20) 転換後第１回目の普通株式への配当

優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、転換の請求が４月１日から９月30日までになされたときには４月１日に、10月１日から翌年３月31日までになされたときには10月１日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(21) 当社は、会社法第322条第２項に規定する定款の定めはありません。

(22) 議決権を有しないこととしている理由

資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(23) 単元株式数は1,000株であります。

6 A種優先株式に係る欄外記載事項

(1) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第９項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容

該当事項はありません。

(2) A種優先株式に表示された権利の行使に関する事項についての当該A種優先株式の所有者と当社との間の取決めの内容

A種優先株式について、当該優先株式に付された各種権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めはありません。

(3) 当社の株券の売買に関する事項についての、当該A種優先株式の所有者と当社との間の取決めの内容

当該A種優先株式の所有者は、当該A種優先株式の発行日である平成18年２月28日から5年間において、当該A種優先株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、当社に書面により報告する旨の確約を得ております。

また、当該A種優先株式については、所有者が普通株式に転換するまでの期間において継続保有すること及び所有者が発行済株式総数の5%以上の当社株式を市場または証券会社以外に売却する場合、当社に対して事前通知を行なうこと、並びにその場合において、当社が同条件以上の買取先を斡旋する場合は、所有者は当社が指定する買取先に売却する旨の内諾を得ております。

(4) 当社の株券の貸借に関する事項についての、当該A種優先株式の所有者と当社の特別利害関係者との間の取決めの内容

当社の知る限り、当該取決めはありません。

(5) その他投資者の保護を図るため必要な事項

当該A種優先株式の所有者との間で、当該A種優先株式の内容を実質的に変更するような条件等の合意は特にありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

A種優先株式

	第４四半期会計期間 (平成22年１月１日から 平成22年３月31日まで)	第１四半期会計期間 (平成22年４月１日から 平成22年６月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（株）	―	―
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数（株）	―	―
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等（円）	―	―
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額（千円）	―	―
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（株）	―	―
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株）	―	―
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円）	―	―
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（千円）	―	―

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年４月１日～ 平成22年６月30日	―	45,417,400	―	1,540,000	―	1,510,000

(注) 当社は、平成22年６月28日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成22年７月30日付けで無償減資を実施したことにより、上記より、資本金が1,460,000千円、資本準備金が1,490,000千円それぞれ減少しております。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期連結会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第１四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年３月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年３月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 16,000,000	―	「１株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「②発行済株式」の注記参照
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,000	―	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式 単元株式数 1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 29,406,000	29,406	同上
単元未満株式	普通株式 6,400	―	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
発行済株式総数	45,417,400	―	―
総株主の議決権	―	29,406	―

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には証券保管振替機構名義の株式が 1,000株(議決権の数１個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には自己保有株式806株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年３月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アイレックス	東京都中央区日本橋本町四丁目８番14号	5,000	―	5,000	0.02
計	―	5,000	―	5,000	0.02

２ 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

① 普通株式

月別	平成22年 ４月	５月	６月
最高(円)	48	47	44
最低(円)	44	34	37

(注) 最高・最低株価は株式会社大阪証券取引所（ＪＡＳＤＡＱ市場）におけるものであります。

② A種優先株式

当社の優先株式は、金融商品市場に上場されておりません。

３ 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第５ 【経理の状況】

１ 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第１四半期連結会計期間(平成21年４月１日から平成21年６月30日まで)及び前第１四半期連結累計期間(平成21年４月１日から平成21年６月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第１四半期連結会計期間(平成22年４月１日から平成22年６月30日まで)及び当第１四半期連結累計期間(平成22年４月１日から平成22年６月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

２ 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前第１四半期連結会計期間(平成21年４月１日から平成21年６月30日まで)及び前第１四半期連結累計期間(平成21年４月１日から平成21年６月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第１四半期連結会計期間(平成22年４月１日から平成22年６月30日まで)及び当第１四半期連結累計期間(平成22年４月１日から平成22年６月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、聖橋監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

（単位：千円）

	当第１四半期連結会計期間末 (平成22年６月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	507,340	548,400
受取手形及び売掛金	719,122	769,403
仕掛品	16,676	17,371
原材料及び貯蔵品	1,946	2,002
その他	117,822	113,503
貸倒引当金	△833	△545
流動資産合計	1,362,075	1,450,135
固定資産		
有形固定資産	※1 79,722	※1 80,378
無形固定資産	8,696	9,525
投資その他の資産		
投資有価証券	193,343	209,478
その他	71,704	70,327
貸倒引当金	△4,018	△4,018
投資その他の資産合計	261,030	275,787
固定資産合計	349,448	365,690
資産合計	1,711,524	1,815,826
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	254,256	248,761
短期借入金	363,324	413,324
未払法人税等	16,284	42,979
賞与引当金	94,422	62,029
その他	183,874	187,493
流動負債合計	912,162	954,589
固定負債		
長期借入金	201,791	255,122
退職給付引当金	58,329	56,262
その他の引当金	4,388	3,931
その他	49,089	84,344
固定負債合計	313,599	399,660
負債合計	1,225,761	1,354,249
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,540,000	1,540,000
資本剰余金	1,510,000	1,510,000
利益剰余金	△2,677,229	△2,711,454
自己株式	△653	△653
株主資本合計	372,117	337,892
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	10,383	23,341
評価・換算差額等合計	10,383	23,341
少数株主持分	103,261	100,342
純資産合計	485,762	461,576
負債純資産合計	1,711,524	1,815,826

(2)【四半期連結損益計算書】
【第１四半期連結累計期間】

（単位：千円）

	前第１四半期連結累計期間 (自 平成21年４月１日 至 平成21年６月30日)	当第１四半期連結累計期間 (自 平成22年４月１日 至 平成22年６月30日)
売上高	1,113,101	892,813
売上原価	1,074,583	716,505
売上総利益	38,518	176,307
販売費及び一般管理費		
販売費	639	920
一般管理費	145,073	122,681
販売費及び一般管理費合計	※ 145,712	※1 123,602
営業利益又は営業損失（△）	△107,194	52,705
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,464	2,131
受取賃貸料	1,285	1,285
その他	121	157
営業外収益合計	3,872	3,574
営業外費用		
支払利息	4,596	2,265
その他	897	524
営業外費用合計	5,494	2,790
経常利益又は経常損失（△）	△108,816	53,489
特別利益		
投資有価証券売却益	－	66
賞与引当金戻入額	115,511	－
その他	1	－
特別利益合計	115,512	66
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	－	1,940
その他	39	－
特別損失合計	39	1,940
税金等調整前四半期純利益	6,656	51,615
法人税等	－	※2 14,435
法人税、住民税及び事業税	4,999	－
法人税等調整額	－	－
法人税等合計	4,999	14,435
少数株主損益調整前四半期純利益	－	37,179
少数株主利益又は少数株主損失（△）	△1,164	2,955
四半期純利益	2,821	34,224

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前第１四半期連結累計期間 (自 平成21年４月１日 至 平成21年６月30日)	当第１四半期連結累計期間 (自 平成22年４月１日 至 平成22年６月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	6,656	51,615
減価償却費	871	1,744
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	―	1,940
貸倒引当金の増減額（△は減少）	236	287
賞与引当金の増減額（△は減少）	△116,341	32,392
退職給付引当金の増減額（△は減少）	5,167	2,066
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	803	456
受取利息及び受取配当金	△2,464	△2,131
支払利息	4,596	2,265
投資有価証券売却損益（△は益）	―	△66
売上債権の増減額（△は増加）	412,372	50,280
たな卸資産の増減額（△は増加）	△39,008	751
仕入債務の増減額（△は減少）	38,439	5,495
未払消費税等の増減額（△は減少）	△3,511	1,705
その他	△57,886	△40,222
小計	249,931	108,582
利息及び配当金の受取額	2,464	2,131
利息の支払額	△4,596	△2,326
法人税等の支払額	△9,033	△36,943
営業活動によるキャッシュ・フロー	238,765	71,444
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	△661	△5,814
投資有価証券の売却による収入	―	168
貸付けによる支出	△150,000	―
貸付金の回収による収入	50	50
その他	2,951	△3,577
投資活動によるキャッシュ・フロー	△147,658	△9,174
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△34,500	△50,000
長期借入金の返済による支出	△45,000	△53,331
財務活動によるキャッシュ・フロー	△79,500	△103,331
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	―
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	11,606	△41,060
現金及び現金同等物の期首残高	666,053	548,400
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 677,660	※ 507,340

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年４月１日 至 平成22年６月30日)
1 連結の範囲の変更 該当事項はありません。 2 持分法適用の範囲の変更 該当事項はありません。 3 連結子会社の四半期連結決算日の変更 該当事項はありません。 4 会計処理の原則及び手続の変更 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 当第１四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより営業利益、経常利益はそれぞれ260千円減少し、税金等調整前四半期純利益は2,200千円減少しております。 5 四半期連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲の変更 該当事項はありません。

【表示方法の変更】

当第１四半期連結会計期間 (自　平成22年４月１日　至　平成22年６月30日)
(四半期連結貸借対照表関係) (短期貸付金) 前第１四半期連結会計期間末において区分掲記しておりました流動資産の「短期貸付金」は、重要性が低下したため、当第１四半期連結会計期間末において流動資産の「その他」に含めて表示しております。なお、当第１四半期連結会計期間末における当該勘定科目の金額は16千円であります。 (負ののれん) 前第１四半期連結会計期間末において区分掲記しておりました固定負債の「負ののれん」は、重要性が低下したため、当第１四半期連結会計期間末において固定負債の「その他」に含めて表示しております。なお、当第１四半期連結会計期間末における当該勘定科目の金額は532千円であります。 (四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年3月24日 内閣府令第５号）の適用に伴い、当第１四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年４月１日 至 平成22年６月30日)
1　一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第１四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積額を算定しております。 2　棚卸資産の評価方法 当第１四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。 また、棚卸資産の簿価切り下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについて販売可能価額まで簿価切り下げを行う方法によっております。 3　経過勘定項目の算定方法 一部の経過勘定項目の算定方法について、合理的な算定方法による概算額で計上する方法によっております。 4　法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。また、重要性が乏しい連結子会社においては税金費用の計算にあたり、税引前四半期純利益に前連結会計年度の税効果適用後の法人税等の負担率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年６月30日)	前連結会計年度末 (平成22年３月31日)
※１ 有形固定資産の減価償却累計額 21,757千円 ２ 重要な訴訟事件 当社は、損害賠償等請求に関する以下の訴訟の提起を受けております。 (1) 当該訴訟の提起があった年月日　平成20年12月26日 (2) 当該訴訟を提起した者 ①（イ）商号　株式会社村田製作所 （ロ）本店所在地　京都府長岡京市東神足１丁目10番１号 （ハ）代表者　代表取締役社長 村田 恒夫 ②（イ）商号　株式会社 小松村田製作所 （ロ）本店所在地　石川県小松市光町93番地 （ハ）代表者　代表取締役社長 坂本 秀夫 (3)訴訟の内容及び損害賠償請求金額 ① 内容 当社は平成20年７月１日付けにてプリント配線板事業を会社分割により新設会社株式会社キョウデンファインテックに承継させた上で、新設会社の全株式を株式会社キョウデンに譲渡し、現在はプリント配線板事業から撤退しております。 当該株式譲渡以前に当社が製造・販売したプリント配線板を使用して株式会社村田製作所及び株式会社小松村田製作所が製造・販売した一部の製品について不具合が発生し、同社らが納入先から損害賠償請求を受けたことをもって本件訴訟に至った次第であります。 ② 損害賠償請求金額 1,008,993千円	※１ 有形固定資産の減価償却累計額 21,102千円 ２ 重要な訴訟事件 当社は、損害賠償等請求に関する以下の訴訟の提起を受けております。 (1) 当該訴訟の提起があった年月日　平成20年12月26日 (2) 当該訴訟を提起した者 ①（イ）商号　株式会社村田製作所 （ロ）本店所在地　京都府長岡京市東神足１丁目10番１号 （ハ）代表者　代表取締役社長 村田 恒夫 ②（イ）商号　株式会社 小松村田製作所 （ロ）本店所在地　石川県小松市光町93番地 （ハ）代表者　代表取締役社長 坂本 秀夫 (3)訴訟の内容及び損害賠償請求金額 ① 内容 当社は平成20年７月１日付けにてプリント配線板事業を会社分割により新設会社株式会社キョウデンファインテックに承継させた上で、新設会社の全株式を株式会社キョウデンに譲渡し、現在はプリント配線板事業から撤退しております。 当該株式譲渡以前に当社が製造・販売したプリント配線板を使用して株式会社村田製作所及び株式会社小松村田製作所が製造・販売した一部の製品について不具合が発生し、同社らが納入先から損害賠償請求を受けたことをもって本件訴訟に至った次第であります。 ② 損害賠償請求金額 1,008,993千円

(四半期連結損益計算書関係)

第１四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自　平成21年４月１日 至　平成21年６月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自　平成22年４月１日 至　平成22年６月30日)
※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 報酬及び給与　74,852千円 賞与引当金繰入額　4,807千円 退職給付費用　1,078千円 貸倒引当金繰入額　2,053千円 ――――――	※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 報酬及び給与　64,515千円 賞与引当金繰入額　4,225千円 退職給付費用　1,192千円 役員退職慰労引当金繰入額　613千円 貸倒引当金繰入額　19千円 ※２　法人税等の表示方法 「法人税、住民税及び事業税」及び「法人税等調整額」を「法人税等」として一括掲記しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自　平成21年４月１日 至　平成21年６月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自　平成22年４月１日 至　平成22年６月30日)
※　現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金　677,660千円 預入期間が３か月超の定期預金　―　千円 現金及び現金同等物　677,660千円	※　現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金　507,340千円 預入期間が３か月超の定期預金　―　千円 現金及び現金同等物　507,340千円

（株主資本等関係）

当第１四半期連結会計期間末（平成22年６月30日)及び当第１四半期連結累計期間(自　平成22年４月１日
至　平成22年６月30日)

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当第１四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	29,417,400
A種優先株式（株）	16,000,000
計	45,417,400

２　自己株式に関する事項

株式の種類	当第１四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	5,806

３　新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４　配当に関する事項

該当事項はありません。

５　株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第１四半期連結累計期間(自　平成21年４月１日　至　平成21年６月30日)

当社グループの事業はシステム事業の単一事業でありますので、開示対象となるセグメントがないため記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前第１四半期連結累計期間(自　平成21年４月１日　至　平成21年６月30日)

在外子会社及び支店等がないため、所在地別セグメントは記載しておりません。

【海外売上高】

前第１四半期連結累計期間(自　平成21年４月１日　至　平成21年６月30日)

該当事項はありません。

【セグメント情報】

（追加情報）

当第１四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号　平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号　平成20年3月21日）を適用しております。

当社グループは、システム開発並びにこれらの付随業務を事業内容とする単一事業であります。会社別の利益分析等は行っておりますが、事業戦略の意思決定、経営資源の配分等は当社グループ全体で行っているため、セグメント情報の開示は省略しております。

(金融商品関係)

当第１四半期連結会計期間末(平成22年６月30日)

金融商品関係の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度末と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

当第１四半期連結会計期間末(平成22年６月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度末と比較して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当第１四半期連結会計期間末(平成22年６月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第１四半期連結会計期間(自　平成22年４月１日　至　平成22年６月30日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第１四半期連結会計期間(自　平成22年４月１日　至　平成22年６月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第１四半期連結会計期間末(平成22年６月30日)

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度末と比較して著しい変動はありません。

(注) 当第１四半期連結会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号　平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）を適用していているため、当第１四半期連結会計期間の期首における残高を前連結会計年度末における残高としております。

(賃貸等不動産関係)

当第１四半期連結会計期間末(平成22年６月30日)

賃貸等不動産において、前連結会計年度末と比較して著しい変動はありません。

（１株当たり情報）

１　１株当たり純資産額

当第１四半期連結会計期間末 (平成22年６月30日)	前連結会計年度末 (平成22年３月31日)
△41.40円	△42.12円

（注）１株当たり純資産額の算定上の基礎

	当第１四半期連結会計期間末 (平成22年６月30日)	前連結会計年度末 (平成22年３月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	485,762	461,576
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円) （うちＡ種優先株式） （少数株主持分）	1,703,261 (1,600,000) (103,261)	1,700,342 (1,600,000) (100,342)
普通株式に係る純資産額(千円)	△1,217,498	△1,238,765
普通株式の発行済株式数(株)	29,417,400	29,417,400
普通株式の自己株式数（株）	5,806	5,806
１株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	29,411,594	29,411,594

２　１株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額

前第1四半期連結累計期間 (自　平成21年４月１日 至　平成21年６月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自　平成22年４月１日 至　平成22年６月30日)	
１株当たり四半期純利益金額	0.10円	１株当たり四半期純利益金額	1.16円
潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額	0.05円	潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額	0.56円

（注）１株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第１四半期連結累計期間 (自　平成21年４月１日 至　平成21年６月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自　平成22年４月１日 至　平成22年６月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益（千円)	2,821	34,224
普通株主に帰属しない金額（千円)	―	―
普通株式に係る四半期純利益（千円)	2,821	34,224
普通株式の期中平均株式数(株)	29,412,518	29,411,594
潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数(株)	32,000,000	32,000,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

２ 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年８月14日

株式会社アイレックス
取締役会　御中

聖橋監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松　田　信　彦	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	永　田　　敬	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイレックスの平成21年４月１日から平成22年３月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年４月１日から平成21年６月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年４月１日から平成21年６月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイレックス及び連結子会社の平成21年６月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １　上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
２　四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年８月13日

株式会社アイレックス
　取締役会　御中

聖橋監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松　田　信　彦	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	永　田　敬	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイレックスの平成22年４月１日から平成23年３月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年４月１日から平成22年６月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年４月１日から平成22年６月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイレックス及び連結子会社の平成22年６月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １　上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
２　四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。